

宮城県監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した「県単独補助金の実績報告にかかる確認状況について」に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成20年4月4日

宮城県監査委員	畠山和純
宮城県監査委員	袋正
宮城県監査委員	遊佐勘左衛門
宮城県監査委員	谷地森涼子

（報告書添付）

平成19年度

行政監査報告書

平成20年3月

宮城県監査委員

目 次

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	監査の対象及び目的	1
1	監査の対象	1
2	監査の目的	1
第 3	監査の概要	1
1	監査対象補助金	1
2	実施期間	2
3	監査の着眼事項	2
4	監査の方法	2
第 4	監査対象補助金の概要と監査の意見	2
1	鳴瀬川水資源地域活性化対策事業補助金	2
2	みやぎ新しいまち・未来づくり交付金	4
3	財団法人宮城県体育協会活動費補助金「スポーツ選手強化対策費」	6
4	みやぎ青年育成推進事業「青年活動活性化モデル事業補助金」	7
5	市町村振興総合補助金「全般」	9
6	〃 「市町村地域福祉おこしモデル事業」	11
7	〃 「魅力ある地域づくり事業（自主防災組織育成事業）」	13
8	〃 「魅力ある地域づくり事業（地域一体まちづくり推進事業）」	13
9	〃 「地域産業振興事業（気仙沼産水産物ブランド化推進事業）」	14
第 5	着眼事項別意見	15
1	実績確認の執行体制について	15
2	実績確認方法の基準と裁量について	15
3	関係機関の連携について	16
4	所属内チェック体制について	16
5	補助金等の支払いについて	16
6	補助事業効果の確認について	17
第 6	むすび	17

第1 行政監査の趣旨

行政監査は，地方自治法第199条第2項の規定に基づき，一般行政事務が適正及び経済性・効率性・有効性の観点から執行されているかについて監査を実施するものである。

第2 監査の対象及び目的

1 監査の対象

県単独補助金の実績報告にかかる確認状況について

2 監査の目的

県の補助金執行に関して，平成17年10月から同19年8月までに，6件の不正受給が判明している。

定期監査においては，財務行為としての補助金交付事務の執行状況を抽出調査している現状にある。

今回，行政監査として県単独補助金（交付金を含む。）を所管する課（所）において，補助金等の適正な執行をどのような方法によって確認しているかを調査し，問題点を指摘することによって実績確認の精緻化を図るとともに，補助事業の適正かつ経済的，効率的，有効的な執行に資することを目的とするものである。

なお，国庫補助金については，対象から除いた。

第3 監査の概要

1 監査対象補助金

監査対象の県単独補助金については，関係機関の連携，間接補助事業，実施団体の取り組み，対面ヒアリング，チェック機能，購入物品の目的外使用，実績確認等の検証が必要と思われるものや，近年，不正受給があったものなどの観点から，次の9件を選定した。

- (1) 鳴瀬川水資源地域活性化対策事業補助金（河川課）
- (2) みやぎ新しいまち・未来づくり交付金(市町村課・気仙沼地方振興事務所)
- (3) 財団法人宮城県体育協会活動費補助金「スポーツ選手強化対策費」
(スポーツ健康課)
- (4) みやぎ青年育成推進事業「青年活動活性化モデル事業補助金」(青少年課)
- (5) 市町村振興総合補助金「全般」(地域振興課)

- (6) " 「市町村地域福祉おこしモデル事業」
(仙台地方振興事務所・仙台保健福祉事務所)
- (7) " 「魅力ある地域づくり事業(自主防災組織育成事業)」
(石巻地方振興事務所)
- (8) " 「魅力ある地域づくり事業(地域一体まちづくり推進事業)」
(")
- (9) " 「地域産業振興事業(気仙沼産水産物ブランド化推進事業)」
(気仙沼地方振興事務所)

2 実施期間

平成19年11月から平成20年3月まで

3 監査の着眼事項

- (1) 実績確認の執行体制について
- (2) 実績確認方法の基準と裁量について
- (3) 関係機関の連携について
- (4) 所属内チェック体制について
- (5) 補助金等の支払いについて
- (6) 補助事業効果の確認について

4 監査の方法

監査は、監査対象機関から事前に提出された行政監査調書等により、事務局職員による事前調査を行い、その結果を踏まえて委員による監査を実施した。
なお、一部は書面による監査とした。

第4 監査対象補助金の概要と監査の意見

1 鳴瀬川水源地域活性化対策事業補助金

(1) 目的

県は、筒砂子ダム建設事業の遅れに伴う鳴瀬川水源地域の活性化を図るため、ダム建設事業が本格的に着手されるまでの間、鳴瀬川水源地域活性化対策協議会及び同協議会からの補助金交付団体が行う地域活性化の検討、協議及び関係者間の連絡調整に要する費用について、同協議会に対し補助金を交付するものである。

(2) 事業概要

鳴瀬川水源地域活性化対策協議会(以下「対策協議会」という。)は、筒砂子ダム補償対策地権者会連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)及び

3 地権者会へ補助金を交付した。また、対策協議会は、水源地域の活性化策の連絡調整にあたったほか、情報を提供するためニュースレターを発行した。

連絡協議会では要望会と先進地視察を、門沢地権者会では研修視察を実施した。

県からの補助金の交付額は50万円であった。

(3) 効果

河川課では、地域活性化の検討・協議並びに関係者間の連絡調整が円滑に運営されるとともに、地権者会の協力を得て本格着手に向けた現地調査を円滑に実施することができたとしていた。

(4) 実績確認の状況等

イ 対策協議会から提出された実績報告書の確認は、書面によるものであった。

ロ 平成18年度分においては、連絡協議会と漆沢地区地権者会の書類は加美町職員が、小瀬、門沢地区地権者会の書類は大崎地方ダム総合事務所の職員が作成に関与しており、対策協議会では各地権者会の収支内容を概ね把握していた。

(5) 監査の結果と意見

イ 県は、交付先である対策協議会に対して、その下部組織である地権者会等の事業内容及び収支状況について、実績確認することを指示していなかった。また、対策協議会は補助金の活用方法について、各地権者会に十分な指導をしていなかった事実が認められた。

その結果、対策協議会では、各地権者会から事業報告書・収支決算書の提出は受けていたものの、具体的に用途の確認をしていなかったほか、研修視察を実施した地権者会がある一方で、役員会・総会の開催だけの地権者会もあり、地権者会によって補助金の用途に差が出ていた。

県は、地方自治法第221条第2項の規定に基づき、補助金の最終の受領者に対して、その状況を調査し又は報告させ、補助金の適正執行を図る必要がある。

ロ 県は、その最終の受領者たる地権者会の収支状況を把握していなかったため、それぞれの地権者会に41万円・30万円・19万円余りの繰越金があるにもかかわらず、対策協議会に当該補助金を概算払した事実が認められた。

概算払は例外的な支払い方法であることから、県は、交付先で概算払を必要とする理由を明確にし、交付先（最終の受領者を含む。）の財務状況を把握した上で、概算払を適宜適切に行う必要がある。

2 みやぎ新しいまち・未来づくり交付金

(1) 目的

県は、合併市町村又は合併を検討する市町村等に対して、合併に際しそれぞれの段階で臨時的に発生する財政需要に対し財政支援を行うため、交付金を交付するものである。

(2) 事業概要

イ 交付対象事業及び交付金額

(イ) 合併をテーマとする調査研究事業・講演会等の啓発事業に対して交付する。期間は2年間で、交付額の上限は一会計年度100万円である。

(ロ) 合併協議会の運営・市町村建設計画策定に対して、任意協議会の場合、交付期間は1年間で、一会計年度500万円を上限としている。

法定協議会の場合、交付期間は3年間で交付額は一会計年度500万円+100万円×構成市町村数で1,000万円が限度である。ただし3年間で3,000万円を限度としている。

(ハ) 上記の外、合併準備事業・格差是正事業・広域サービスシステム整備・市町村建設計画に基づき、5年以内に着手する各種施設の整備等に対して交付するものである。

(ニ) 交付期間を通じた交付金の総額は、合併1件につき5億円を上限としている。

ロ 平成18年度交付実績

加美町・美里町・栗原市・気仙沼市・南三陸町が行った保健福祉などの行政サービスの格差是正事業等に、合わせて4億3,400万円余りを交付していた。

このうち、今回は南三陸町の「地域イントラネット基盤整備事業」を監査した。

(3) 効果

イ 市町村課では、市町村合併に際し臨時的に発生する財政需要に対し、財政支援ができたほか、合併市町村間で生じていた行政サービスの格差是正が図られたとしていた。

ロ 厳しい財政状況の中で、合併協議や合併準備、合併後の新市町のまちづくり等に関して交付金を支出することは、関係市町村からおおいに歓迎されているとしていた。

ハ 結果として合併に至らなかった地域もあるが、県内の54の市町村が法定協議会に参加して地域の将来についての真摯な議論が行われ、9つの市町の誕生を見たことから所期の目的を果たしたものと認識していた。

ニ 気仙沼地方振興事務所は、「南三陸町の地域イントラネット基盤整備事業に関して、新町及び住民の一体感の醸成などができた。」としていた。

(4) 実績確認の状況等

- イ 実績確認は、該当する市町村を所管する地方振興事務所でっており、現地確認の要否は、地方振興事務所長の判断となっている。
- ロ 市町村課としては、実績確認に関して詳細な指示はしていないものの、必要に応じて交付事務に関する通知は行っていた。
- ハ 南三陸町の「地域イントラネット基盤整備事業」に関して、気仙沼地方振興事務所が現地確認をしたのは、役場のみであった。

(5) 監査の結果と意見

- イ 実績確認の方法が、現地確認を実施した地方振興事務所と書類調査だけ行った地方振興事務所があるほか、調査項目及び調査書様式も様々であった。

同じ名称・目的の交付金であることから、市町村課で共通する調査項目及び調査様式を統一的に示すのが望ましく、併せて、地方振興事務所とともに交付先の事業内容を勘案した調査項目を加えるなど、確認調査の精緻化を図る必要がある。

具体的事例を挙げると、南三陸町が行った「地域イントラネット基盤整備事業」で、役場内の情報センターと総合支所を含む町内の公共施設20カ所及び町立小中学校8校を、光ファイバーによる高速ネットワークで接続するというものである。

南三陸町の実績報告書には、この事業費で町内一円に地域イントラネット基盤施設整備工事を行ったほか、役場電算室にハードウェアを導入し、小中学校にパソコン23台（学校ごとの台数は不明。）を配置したと記述されている。

気仙沼地方振興事務所が実施した現地確認では、町内の公共施設には行っていない。確認した内容は、町の支出伝票で支払いの事実と、町の検査復命書添付の写真等による機器の存在であった。

監査委員が必要と考える実績確認は、役場内の情報センターと小中学校に配置されたパソコンとが、高速ネットワークで情報を交換できたかどうかである。

県には、交付先での経理処理を確認するのはもちろんのこと、事業内容に則した実績確認を求めるものである。

- ロ 「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金」の交付要綱に、取得した財産の管理・処分等に関する条項を設けていない。

市町村課では、「合併に際し臨時的に発生する財政需要に財政支援を行うもので、用途は幅広く認められる交付金であり、目的外使用の制限は必要ない。」としている。

また、職員の間には、交付金ならば市町村で何に使っても良いとする意識の存在がうかがわれた。

県民の視点に立った場合，県が交付先で目的に合った使われ方をしているかを確認することは当然のことであり，職員は交付金の財源が“税金”であることを念頭に置き，その使途や有効性をしっかり確認することを望むものである。

八 市町村課では，通知文を発送したことをもって職責を果たしたとする意識がうかがわれた。地方振興事務所に通知した内容がどのように処理されたか，必要に応じて把握しておくことが望まれる。

3 財団法人宮城県体育協会活動費補助金「スポーツ選手強化対策費」

(1) 目的

県は，県内のスポーツを振興し県民の体力向上を図るため，財団法人宮城県体育協会（以下「県体協」という。）が行う競技力向上対策その他の活動に要する経費について，県体協に対し補助金を交付するものである。

(2) 事業概要

イ 補助の対象は，次のとおりである。

(イ) スポーツ選手強化対策費補助

(ロ) 地域スポーツ活動推進費補助

(ハ) 東北総合体育大会費補助

(ニ) 国民体育大会補助

(ホ) 宮城県スポーツ少年団活動費補助

ロ 「スポーツ選手強化対策費」の事業内容は，次の3項目である。

(イ) 競技力向上対策

- ・ 競技団体強化学業（練習会，合宿及び遠征等にかかる選手及び指導者の交通費，宿泊費，会場使用料及び競技用消耗品費等の助成経費）
- ・ 高体連強化学業（同上）
- ・ 中体連強化学業（同上）
- ・ ジュニア選手育成強化学業（ジュニア選手対象の練習会等にかかる選手及び指導者の交通費，宿泊費，会場使用料及び消耗品費等の事業経費）
- ・ 体育指導者活動事業（体育指導者に支給する活動費）
- ・ 指導者育成対策事業（指導者を対象とした研修会等の開催経費，派遣経費）

(ロ) 強化事務推進費（加盟団体会議，報告会等各種会議・大会の開催経費，派遣経費）

(ハ) 職員給与費（県体協職員の給与等の経費）

(3) 効果

国体の成績が10位台を維持していることとしている。

(4) 実績確認の状況等

イ 県体協では、毎年度「競技力向上対策事業補助金の手引き」を作成し、年度初めに説明会を開催するなど、加盟する競技団体に内容の周知を図っている。

ロ 県体協での現地調査は、県体協と各競技団体は常時行き来しており、意志の疎通が図られているとして、実施していない。

ハ 対面ヒヤリングについてスポーツ健康課では、各競技団体が県体協に実績報告書を提出（持参による）する際に内容を聴取するなどの方法で、県体協が実施しているとしていた。

ニ スポーツ健康課では、県体協の実績報告書に「その他参考となる資料」として、各競技団体から県体協に提出された領収書のすべてのコピーを添付させ、スポーツ健康課の職員が改めてチェックしていた。

(5) 監査の結果と意見

イ スポーツ健康課が行っている“二重チェック”には、過去の反省から不正受給を見逃さないという決意は感じられるが、各競技団体に対する現地調査がおろそかになり、担当職員の事務量だけが增加する結果となっている。

県には、確認調査の精度を確保しながらも、事務の簡素化・効率化も考慮した調査方法の見直しを適宜検討するよう求めるものである。

ロ 県体協には各種目のアマチュアスポーツ団体が加盟しており、団体によって全国でのランキングや上位と位置づける大会が違うなど、考え方は多様である。

補助効果測定の指標を国体での順位のみに限らず、各団体ごとの目標達成度を考慮した指標を設定するなどその成果を県民に説明できるよう検討を求めるものである。

ハ 県のスポーツ振興に関する方針が補助金の配分に反映されること、併せて補助金の財源が“税金”であることを、改めて各団体に認識されるような指導を望むものである。

4 みやぎ青年育成推進事業「青年活動活性化モデル事業補助金」

(1) 目的

県は、地域の核となる青年リーダーを育成し、県内の青年及び青年活動団体の活性化を図るため、みやぎ青年育成推進事業「M・Y-Dream（青年による新・地域づくり）」実施要領に基づき、みやぎ青年育成推進事業「青年活動活性化モデル事業」に選定された事業に要する経費について、当該モデル事業を実施するグループに対し、補助金を交付するものである。

(2) 事業概要

イ 青年の船や創造の翼の後継事業として発足した平成17年度から平成20年度までの4カ年間の事業である。

ロ 内容は、地域活性化につながる事業の企画立案，その事業の実施を通じて地域の核となるリーダーの育成を目的とする人材育成事業である。

ハ 各広域圏から，それぞれ10名の青年を募集し圏域ごとにグループを組み，1年目には各種の研修を積んで事業の企画立案を行い，2年目には青年自らが企画した事業を実施する内容となっている。

ニ これに対し県では2年目に行われる事業に1グループ当たり100万円を上限に補助している。

各グループの活動内容の記述は省略する。

(3) 効果

イ 青少年課では，見知らぬ青年ひとり一人がグループを組んで一つの目標に向かって努力する中で，地域における仲間づくりができたとしていた。

ロ 市町村において青年育成に関する事業が減少している現状において，この事業によって市町村の担当者と若者の連携が図られ，今後の地域活性化事業への若者の参画が期待されるとしていた。

ハ 2カ年を通じて地域の方々の協力を得ながら困難を乗り越え事業を成功に導いたことは，青年自身に自信と勇気を与え，新たな一步を踏み出す契機となったとしていた。

ニ 全グループとも事業に参加した青年同士のネットワーク形成と，企画事業の実施を通じて得られる人間関係づくり等，人材育成に効果があったとしていた。

(4) 実績確認の状況等

イ イベント開催中に青少年課職員が現地に赴いて，実施状況を確認していた。また，中間報告会，最終報告会に出席して事業の実施状況を確認していた。

ロ 実績報告に領収書を添付させ支出状況を確認していた。

(5) 監査の結果と意見

青少年課に当該補助金の効果測定の指標はなく，各グループが企画運営したイベントの開催及びその過程をもって「補助の効果があった」と考えている面が見られた。

しかし補助の目的は，あくまで「青年リーダーの育成」である。イベントが開催できなくても，補助の目的を遂行することは可能であり，その効果を測定するためには何らかの指標を設けなければならない。

県は，平成14年11月1日付け行管第82号「補助金総点検に伴う経費補助のあり方及び補助申請・実績報告確認手続きの改善について」のなかで，「直接の補助効果が把握困難であっても，間接的・部分的な効果を示すと考えられる指標を調査・把握し，できるだけ補助効果の明確化を図ること」を指示している。

また，包括外部監査人から，平成18年度包括外部監査の結果報告書

補助金のあり方と問題点に関する総合意見 8. 補助事業の効果測定 のなかで「効果測定を厳密に行うことは不可能であっても、何らかの形で効果を測定すべきである。」との指摘を受けている。

県は、補助効果測定のための指標設定を徹底する必要がある。

5 市町村振興総合補助金「全般」

(1) 目的

県は、分権型社会を迎え、住民に身近な自治体である市町村等においてできる限り地域の課題を総合的・自主的に解決できるよう、市町村等が行う市町村振興総合補助金の交付対象となる事業に要する経費について、当該市町村等に対し市町村振興補助金を交付するものである。

(2) 事業概要

イ「No.1 消防防災施設等整備事業」から「No.41 漁港改良助成事業」に「No.42 市町村提案事業」を加えた42事業がメニュー化されている。

ロ 補助対象経費・補助額・補助金限度額は、それぞれのメニューに示されている。

ハ No.1 から No.41 までの各メニュー事業は、以前、各部各課が所管していた市町村等に対する補助事業を平成17年度から「市町村振興総合補助金」として一本化したもので、それに「市町村提案事業」が新たに加えられたものである。

なお、「市町村提案事業」とは、課題やニーズを反映した創意工夫が認められる先進的モデル事業に要する経費に対し、補助対象経費の2分の1以内で100万円以上1,500万円以内を限度に補助するものである。

ニ 市町村振興総合補助金交付要綱では、補助金の主務は「地方振興事務所長」が行うこととなっている。

ホ 交付要綱の外に実施要領と確認実施要領を定め、実施要領で必要に応じ関係地方機関の長に審査依頼をすることができるとしている。

ヘ 確認実施要領では、確認方法（書類審査と現地確認）や確認依頼等について規定している。

(3) 効果

イ 地域振興課では、市町村が補助金を活用して地域の課題を総合的・自主的に取り組めるようになったとしていた。

ロ 補助金関係事務のワンストップサービス化によって、県と市町村とで事務手続きの簡素化・効率化が図られたとしていた。

ハ 補助メニュー事業間の選択・競合の導入によって、県の政策・施策のスクラップ&ビルドが促進され、県の政策立案能力の向上が推進されたとしていた。

ニ 補助条件の硬直化・補助金の増大傾向・非効率な零細補助の存在など現

行制度の弊害が改善され、既存の予算枠にとらわれない機動的かつ戦略的な補助金の活用が推進されたとしていた。

(4) 実績確認の状況等

イ 地域振興課では、基本的に市町村が立ち会って地方振興事務所が現地確認をしていると考えているが、メニュー事業によっては、地方振興事務所長の判断で現地確認を省略できることから、書類審査のみとしているものもあった。

ロ 間接補助の場合は、補助金の趣旨により市町村の自主性を重んじ、市町村での事務処理を信頼しているとして、地方振興事務所に市町村が実績を確認したかどうかの確認までは求めていなかった。しかしメニュー事業によっては、地方振興事務所が市町村に確認したものもあったとしていた。

(5) 監査の結果と意見

イ 今回の監査により、関係各機関に市町村振興総合補助金制度に対する理解や取り組み姿勢にかなり相違がみられたことと、各機関の連携や意志の疎通に大きな問題があった。

監査委員としては、市町村振興総合補助金の制度導入の主旨に立ち返り、地域振興課と地方振興事務所はもとより、メニュー事業担当課を含めた本庁各課と地方機関との連携と意志の疎通を一層強化することを強く望むものである。

ロ 交付要綱・実施要領・確認実施要領を定め、適正に運用を図っているものの、現実に補助金不正受給事件が発生している。美里町で発生した事件の原因を考えれば、事業成果物の確認が不十分であったと言わざるをえない。

監査委員としては、確認調査は現地・現物の確認を原則とすることを県に強く求める。

さらに、確認調査の手法を適宜見直し、例えば抜き打ちで現地調査を行うなど、交付先に緊張感を持たせて不正受給の根絶に向けた対策を講ずるべきである。

ハ 市町村に対して、通常、補助事業の指導・助言を行っている職員が確認調査を行っている状況が認められたが、一人で確認業務を行った場合に、その事業効果を公正に評価できるのか、客観性・中立性に疑問があった。

県には、補助事業の実績確認は複数の職員によって多角的な視点で行うことを望むものである。人的制約などから技術系職員だけで確認業務を行う場合でも、会計処理に関しての確認項目・着眼点等を指示しておくなど、確認業務の中立性確保と精緻化を求めるものである。

ニ 地方振興事務所では、実績確認業務の時期と新規申請の内容審査の時期が重なり、業務が非常に煩雑化している実態が認められた。

補助金を担当する職員からは、「実績確認も大切だが、申請時の審査が

甘くなって、事業終了後に市町村から返金してもらうことになる方が心配だ。」とする声が聞かれ、新規申請の内容審査に片寄っている様子がかがわれた。

このような状況では、実績確認がなおざりになるおそれがあるほか、「計画書さえ良くできていれば補助金が交付される」といった誤った認識を市町村に持たれかねない。

監査委員としては、実績確認に重点を置く事後確認型にシフトすることの検討を求める。

県が実績確認をしっかりとやる、また、その姿勢を市町村に示すことで、不正受給を抑止する効果を期待するものである。

6 市町村振興総合補助金「市町村地域福祉おこしモデル事業」交付先：多賀城市

(1) 目的

県は、市町村又は市町村が補助する団体が行う、地域福祉の推進を目指し年齢や障害の程度にとらわれず、住民のニーズに対応した先進的な取組を行う事業に要する経費を補助するものである。

(2) 事業概要

多賀城市では、地域福祉計画を定めるに当たり、地域に居住する市民が地域福祉の現状に対する地域ごとの特徴や課題を認識し、地域福祉推進のために市民参加がいかにかに必要かについて相互に広く共有することを目的に、地域住民を対象としたセミナー、市民懇談会の開催及び市民意識調査（アンケート）を実施した。

これに対し県は260,000円（当初計画462,000円）を補助した。

(3) 効果

仙台保健福祉事務所によると、「事業を実施した多賀城市で地域住民が市と共に地域の福祉課題を共有し、主体的に地域福祉に携われるような環境ができた。」としていた。

(4) 実績確認の状況等

イ 仙台地方振興事務所では、市町村振興総合補助金のとりまとめ事務は行っているものの、事業内容等の詳細は「仙台保健福祉事務所で原則対応している。」としていた。

ロ 仙台地方振興事務所における実績確認は、仙台保健福祉事務所が作成した「補助事業確認調査復命書」と事業実施主体の多賀城市から提出された「事業実績報告書」の照合であった。

ハ 仙台保健福祉事務所では、地域福祉計画策定に関する指導等を担当しているが、市町村振興総合補助金に関しては、仙台地方振興事務所からの審査依頼に基づいて行っているという立場をとっていた。

ニ 仙台保健福祉事務所での実績確認は、「実績報告書」の書類確認であっ

た。また、補助事業の成果物として「市民意識調査結果」の提出を受けていた。

(5) 監査の結果と意見

イ 多賀城市では当初計画から事業の大幅な縮小をしており、補助金額も減額された。これは10月に行われたセミナーの規模が縮小され、計画額と実績額に乖離が生じたためである。

仙台保健福祉事務所がその事実を知ったのは、仙台地方振興事務所からの翌年4月20日付け平成18年度市町村振興総合補助金の確認調査通知によってである。仙台保健福祉事務所では、「もっと早い時点で把握していれば、全体の予算額の状況を早期に確認することができた。」としており、同事業内で他の項目に予算を回すなどの指導・助言ができた可能性がある。

どちらの公所も市町村振興総合補助金の要綱・要領に従って処理していたにもかかわらず、結果として、当該補助金の一部が有効に使われなかったことになる。

この原因は、市町村振興総合補助金実施要領第10では、地方振興事務所長が執行状況の報告を求めることができるとなっており、事業を指導する保健福祉事務所が、事業の進捗状況を直接把握しにくい仕組みになっていること。また、仙台地方振興事務所では、交付先で補助金を有効に活かすための工夫が足りなかったことなどによるものである。

仙台保健福祉事務所と多賀城市との連携も制度導入前より後退したと言わざるをえない。

県は、市町村振興総合補助金制度の主旨を踏まえ、“県”という一つの組織として地方機関同士で緊密な連携を図り、補助金の効果を最大限に引き出すように努める必要がある。

ロ 仙台保健福祉事務所では、市町村振興総合補助金制度創設により補助金に関する交付決定等の権限がなくなり、審査・確認に要する予算的措置がなくなった。また、このメニュー事業以外で、これまで本庁で行っていた業務が移管され、人的に余裕がなくなっている状況が認められた。

これに対し地域振興課では、「確認業務に経費はかからない。」として、地方機関の事務改善に努力した様子は見られなかった。

監査委員としては、地域振興課にあっては、地方機関の声を真摯に受けとめ、地方機関での業務遂行をしやすくするように努力すべきであると考ええる。

他方、仙台保健福祉事務所にあっては、本庁主務課または仙台地方振興事務所からの“頼まれ仕事”という意識を排し、市町村で補助事業の効果を最大限に引き出すように鋭意努力するとともに、不正を見逃さない確認調査の実施を求めるものである。

7 市町村振興総合補助金「魅力ある地域づくり事業(自主防災組織育成事業)」

交付先:東松島市

(1) 目的

県は、今後、高い確率で発生が予想される宮城県沖地震に備えるため、地域住民が主体となった自主防災組織を設立し、災害時の対策・相互協力が迅速に行えるよう推進する事業に要する経費を補助するものである。

(2) 事業概要

東松島市の自主防災組織(97行政区)が行った防災訓練・講習会・チラシの作成配布等に要した経費に、県は250万円を補助した。

(3) 効果

石巻地方振興事務所では、自主防災組織の設置及び各防災会の活動を通じて、地域における防災意識の高揚と地域の連帯感や連携が図られたとしていた。

(4) 実績確認の状況等

石巻地方振興事務所では、書類調査を実施していた。防災倉庫の整備状況・防災訓練の実施状況は写真で確認していた。

(5) 監査の結果と意見

事業内容が市町村の提案によるものであるから、実績確認にはその内容に応じた確認項目が必要と思われる。

県は、市町村振興総合補助金確認調査実施要領 第4で、「その他の項目については、本庁のメニュー事業担当課が地方機関と調整の上、定めるものとする。」としているが、石巻地方振興事務所では共通確認事項だけによる確認調査を実施していた。

確認調査は制度上、地方機関が行うことになっているが、本庁のメニュー事業担当課には、これまで以上に地方機関と連携して確認調査の精緻化を図ることを求めるものである。

8 市町村振興総合補助金「魅力ある地域づくり事業(地域一体まちづくり推進事業)」

交付先:東松島市

(1) 目的

県は、地域の住民が主体となって、自分たちの住んでいる地域をよりよいものにしていきたいとの意志を持って、まちづくりに取り組むための事業に要する経費を補助するものである。

(2) 事業概要

東松島市は、「まちづくり委員会」(公民館単位8地区)の活動に補助金を交付したほか、着ぐるみの作成・講演会の開催・リーフレットの印刷・先進地研修等を実施し、これに要した経費として県は100万円を補助した。

(3) 効果

石巻地方振興事務所では、講演会の実施や各まちづくり委員会の活動を通じて、住民生活における満足度を向上させ、併せて、地域のニーズが明確となり、行政と地域の役割分担や協働の範囲が明確となったとしていた。

(4) 実績確認の状況等

書類調査を実施していた。

(5) 監査の結果と意見

イ 事業内容が市町村の提案によるものであるから、実績確認にはその内容に応じた確認項目が必要と思われる。

県は、市町村振興総合補助金確認調査実施要領 第4で、「その他の項目については、本庁のメニュー事業担当課が地方機関と調整の上、定めるものとする。」としているが、石巻地方振興事務所では共通確認事項だけによる確認調査を実施していた。

確認調査は制度上、地方機関が行うことになっているが、本庁のメニュー事業担当課には、これまで以上に地方機関と連携して確認調査の精緻化を図ることを求めるものである。

ロ 当該事業の補助効果の指標を石巻地方振興事務所では、「地域活性化」としており抽象的であったので、間接的・部分的な効果を示すと考えられる指標を設定し、できるだけ補助効果の明確化を図る必要があるほか、地域住民の組織が活動を継続しているか、調査することを望むものである。

9 市町村振興総合補助金「地域産業振興事業(気仙沼産水産物ブランド化推進事業)」交付先:気仙沼市

(1) 目的

県は、気仙沼市産水産加工品の安全・安心を確保するため、地域独自の品質・衛生管理基準を定めるとともに、それらの水産加工品を「気仙沼ブランド」として販売力強化を図るため、そのピーアールを行う事業に要する経費を補助するものである。

(2) 事業概要

気仙沼市は、ブランド基準策定会議・ブランド化研修会の開催、工場の認定審査、のぼり・ポスターの作成、物産展への出展等を実施した。

これに対し県は125万円を補助した。

(3) 効果

気仙沼地方振興事務所では、水産加工品の品質・衛生管理基準の策定や販売促進用品の製作を行うことで、商品の認知度・信頼度が高まり、販売力の向上とブランド化の推進に寄与したとしていた。

(4) 実績確認の状況等

事業成果については、気仙沼地方振興事務所水産漁港部職員が、関係書類を調査していた。

(5) 監査の結果と意見

気仙沼地方振興事務所地方振興部は、同水産漁港部が作成した確認調査復命書を受理していたが、記載内容の確認が十分だったとは言えなかった。

地方振興部では、水産漁港部が作成した書類の記載内容を精査し、必要に応じて補充調査を指示するなど、補助金の確認に関して主導的な役割を果たすことを望むものである。

第5 着眼事項別意見

第4で補助金ごとに指摘した意見は、今回選定した補助金にだけ限るものではなく、このほかの補助金にも言えるものがあると考えられるので、監査の着眼事項別に再掲する。

1 実績確認の執行体制について

・ 事後確認型へのシフト

県には、補助金執行事務に関して実績確認に重点を置く、事後確認型にシフトすることの検討を求める。

・ 複数の職員による確認

県には、補助事業の実績確認は複数の職員によって多角的な視点で行うことを望むものである。

・ 職員の意識改革(一)

職員は補助金等の財源が“税金”であることを常に念頭に置き、その用途や有効性をしっかり確認することを望むものである。

・ 職員の意識改革(二)

本庁各課には、地方機関に通知した内容がどのように処理されたか、しっかりと把握しておくことが望まれる。

2 実績確認方法の基準と裁量について

・ 実績確認調査の徹底

確認調査は、現地・現物の確認を原則とすることを県に求める。

・ 確認調査方法の統一と精緻化

県は、同じ名称・目的の補助金等の実績確認では、調査項目及び調査様式を統一するのが望ましく、交付先の事業内容を勘案した調査項目を加えるなど、事業内容に則した実績確認を求めるものである。

・ 確認調査方法の見直し

県には、確認調査の精度を確保しながらも、事務の簡素化・効率化も考慮した調査方法の見直しを適宜検討するよう求めるものである。

- ・ **間接補助の実績確認**

県は、補助金の最終の受領者に対して、その状況を調査し又は報告させ、補助金の適正執行を図る必要がある。
- 3 関係機関の連携について
- ・ **地方機関同士の連携**

県は、市町村振興総合補助金に関して、その制度の主旨を踏まえ、“県”という一つの組織として地方機関同士で緊密な連携を図り、補助金の効果を最大限に引き出すように努める必要がある。
 - ・ **本庁と地方機関の意思疎通**

本庁各課にあっては、地方機関の声を真摯に受けとめ、地方機関での業務遂行をしやすくするように努力すべきである。

他方、地方機関にあっては、本庁からの“頼まれ仕事”という意識を排し、補助事業の効果を最大限に引き出すように努めることを求めるものである。
 - ・ **メニュー事業担当課の関与**

市町村振興総合補助金において、確認調査は制度上、地方機関が行うことになっているが、本庁のメニュー事業担当課には、これまで以上に地方機関と連携して確認調査の精緻化を図ることを求めるものである。
- 4 所属内チェック体制について
- ・ **公所内でのチェック強化**

市町村振興総合補助金において、地方振興事務所地方振興部は、補助金の確認調査に関して主導的な役割を果たすことを望むものである。
- 5 補助金等の支払いについて
- ・ **適宜適切な補助金の支払い**

県は、交付先で概算払を必要とする理由を明確にし、交付先（最終の受領者を含む。）の財務状況を把握した上で、概算払を適宜適切に行う必要がある。
- 6 補助事業効果の確認について
- ・ **補助効果測定指標の設定**

県は、補助効果測定のための指標設定を徹底する必要がある。

第6 むすび

補助金・交付金の財源は税金であり，県には，用途・効果についての説明責任があることを職員は自覚し，補助金等の実績確認行為に当たらなければならない。

また，実績確認は，適宜適切かつ，より実効性の高い方法・手段で実施しなければならず，人的・財政的な制約や対象が公共団体であるからなどの理由によって，確認行為がおろそかになることは，絶対にあってはならないと考える。

今回の行政監査は，実績確認の方法・手段について検証が必要と思われる補助金等を選定して実施したが，監査の意見は他の補助金等においても，当てはまるものがある。

県には，監査の対象となった機関だけの問題としてとらえるのではなく，補助金等を扱う全機関において実績確認の方法・手段を点検し，補助金等の適正執行を図るとともに，確認調査の精緻化をより一層高めることを望むものである。